

放射性物質を含む稲ワラを給与された可能性がある牛の肉の 調査結果(関係省庁の報道発表資料)等について

厚生労働省の発表によると、平成23年7月8日から9日にかけて、福島県南相馬市の特定の農家から出荷された牛11頭の肉から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。また、7月14日には、福島県浅川町の特定の農家から出荷された牛が、高濃度の放射性セシウムを含む稲ワラを給与されていたことが判明しました。その後、他の地域においても、放射性物質を含む稲ワラを給与された可能性のある牛が、食用に出荷されたことが確認されており、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された牛肉も確認されています。

原子力災害対策本部は、福島県、宮城県、岩手県及び栃木県に対して、県内で飼養されている牛の出荷制限を指示しました(福島県 7月19日[8月25日一部解除]、宮城県 7月28日[8月19日一部解除]、岩手県 8月1日[8月25日一部解除]、栃木県 8月2日[8月25日一部解除])。また、農林水産省は、家畜の飼養管理に係る技術指導の再周知等を行っており、厚生労働省は、流通状況等の調査を緊急的に行っています。

食品安全委員会は、厚生労働省の諮問を受け、現時点の科学的知見に基づき、専門家による国内外の数多くの知見の調査審議やパブリックコメントにおける国民の皆様からの3,000通を超える御意見・情報の精査を行い、10月27日に「食品中に含まれる放射性物質の食品健康影響評価」を取りまとめ、厚生労働省に答申しました。

[放射性物質の食品健康影響評価について](#)

【参考】人体への影響の試算

(例)

放射性セシウム(134と137が等量と仮定)が、暫定規制値である500Bq検出された牛肉を1kg食べた場合の人体への影響は、 $500 \times (1.6 \times 10^{-5})^{*1} = 0.008\text{mSv}$ (ミリシーベルト=Svの1/1,000)となります。

この例で算出した0.008mSvの人体への影響は、今回の原子力発電所事故による影響を除いた、自然放射性物質(放射性カリウムなど)の摂取による年間実効線量(日本平均0.4mSv程度^{*2})の約50分の1です。(東京からニューヨークに航空機で片道移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1mSv)の約13分の1です。)

(なお、放射性セシウム(134と137が等量と仮定)が、暫定規制値を超える4,350Bq検出された牛肉を1kg食べた場合の人体への影響は、 $4,350 \times (1.6 \times 10^{-5})^{*1} = 0.07\text{mSv}$ となります。)

※1 経口摂取した場合の成人の実効線量係数(mSv/Bq)

Cs134= 1.9×10^{-5} 、Cs137= 1.3×10^{-5}

(出典：環境放射線モニタリング指針(平成20年3月原子力委員会、平成22年4月一部改訂))

放射性セシウム(134と137が等量と仮定) = $1.9 \times 10^{-5} \times 1/2 + 1.3 \times 10^{-5} \times 1/2 = 1.6 \times 10^{-5}$

※2 出典：[厚生労働省 薬事・食品衛生審議会\(平成23年7月12日開催\)資料](#)

- [牛肉の放射性物質の検査結果及び流通調査等について](#)（厚生労働省発表資料）
- 関係情報へのリンク

《農林水産省》

[牛肉からの暫定規制値を超える放射性セシウムの検出について](#)

《厚生労働省》

[福島県浅川町の特定の農家から出荷された牛の肉の流通調査について](#)

（平成23年7月14日）

[福島県の一部地域の特定の農家から出荷された牛の肉の流通調査について](#)

（平成23年7月16日）

[福島県の特定の農家から出荷された牛の肉の流通調査等について](#)

（平成23年7月18日）

[放射性セシウムに汚染された稲ワラを給与された牛等の取扱いについて](#)

（平成23年7月20日）

[牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法の送付について](#)

（平成23年7月29日）